

新旧対照条文

◎厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名（平成二十年厚生労働省告示第九十五号）

（傍線の部分は改正部分）

現行											
番号	疾患コード	傷病名		手術		手術・処置等1		手術・処置等2		副傷病名	
		ICD10コード		区分番号等		区分番号等		区分番号等		疾患コード又はICDコード	
393から 422まで	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
								5あり	ゲフィチニブ, クリゾチニブ, エルロチニブ		
								略	略		
略											
507から 519まで	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
								3あり	アンプリセンタ ン、ボセンタ ン水和物		
								略	略		
略											
改正案											
番号	疾患コード	傷病名		手術		手術・処置等1		手術・処置等2		副傷病名	
		ICD10コード		区分番号等		区分番号等		区分番号等		疾患コード又はICDコード	
393から 422まで	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
								5あり	ゲフィチニブ, クリゾチニブ, エルロチニブ, アファチニブマ レイン酸塩		
								略	略		
略											
507から 519まで	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
								3あり	アンプリセンタ ン、ボセンタ ン水和物、リオシ グアト		
								略	略		
略											